



内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第27回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和7年2月17日（月）15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、今村委員・主査代理、磯打委員、井出委員、入江委員、奥村委員、
片田委員、加藤委員、小室委員、阪本委員、末松委員、関谷委員、根本委員、
濱田委員（代理）、平田委員、廣井委員、渡邊委員（代理）（17名）

2. 議事要旨

事務局から、「前回（第26回）ワーキンググループにおける意見等」、「南海トラフ巨大地震対策」、「南海トラフ地震の被害想定」について、資料に基づいて説明を行い、委員間で議論を行った。委員からの主な意見は次のとおり。

- 今後の研究開発については、理学系の研究だけでなく、コミュニケーションや避難行動のあり方などの人文社会系の研究も重点的に進める必要がある。
- 共助を推進する上で地区防災計画は非常に重要なため、地域住民や事業者等が主体的に考えて防災対策を進める不可欠なツールであること、行政が積極的に促進する必要があることといった強いメッセージを記載する必要がある。
- 能登半島地震における広域避難では、国・地方公共団体だけでなく、民間団体や事業者も参画して支援にあたってきたことから、南海トラフ地震における広域避難についても、同様の仕組みが取れるよう検討する必要がある。
- 自治体間の広域支援については、都道府県単位での実施が中心になっているが、地域ブロック単位での支援体制を検討するとともに、ボランティア団体などとの連携も地域ブロック単位で考える必要がある。
- 防災に関わる研究人材、特に地震工学分野が相当減少していることから、研究人材の育成についても今後の課題として記載する必要がある。
- 建物の被害想定について、現在の計算手法は過去の被害事例に基づくものであるが、長周期地震動による高層建築物の被害事例がほとんどないうえ、地震対策が進むことによって当該手法が適用できなくなってくる。今後の被害想定においては、過去

の被害事例に加え、建物被害の発生メカニズムを物理的に解析することも必要である。

- 危険物施設からの漏洩による被害は、過去の自然災害等で多数発生しているが、その対策は漏洩させないことを主たる目的にしており、漏洩した後の被害をどのように軽減するのかという視点での対策が不足している。漏洩した後の対策を強化するためには、平時からの住民との連携が非常に重要である。
- 災害時の情報通信において警察・消防等の重要通信を確保することは、これまでと変わらず最も重要であることを改めて打ち出すとともに、SNSやインターネットなどの最近の情報インフラの維持についても記載する必要がある。
- 前回（平成25年）のワーキンググループ報告書公表当時と比べて、観光等の一時滞在も含めて外国人が増加している現状を踏まえ、誰もが迅速かつ適切に避難できる環境を整備するため、街づくりの推進や情報推進技術の活用を促進する必要がある。
- 災害時の一斉帰宅抑制について、都市部で実施すべき対策として位置付けられているが、地方部でも通勤時間など特定の時間帯では大渋滞となることから、地方部での一斉帰宅抑制の必要性も考慮する必要がある。
- 津波対策の実施によって地域の魅力や住みやすさが低下しないように、防災とのバランスをとりながら、地域全体のまちづくり計画と連携して取り組む必要がある。
- 都道府県が独自に策定する被害想定は、国の被害想定 of 計算手法をそのまま利用する場合が多いが、入力データはより精緻なものを利用している。入力データの特性に応じた計算手法を導入できるような指針を議論する必要がある。
- 南海トラフ地震臨時情報の発表後に後発地震が発生して被害が出た場合、その責任の所在を問う声が上がると考えられることから、後発地震発生 of 不確実性や臨時情報が持つ特性を考慮したうえで、国民全体が認識すべき事項を明確にしておく必要がある。
- 最大クラスの地震による被害想定を公表することによって、防災対策や避難行動 of 諦めにつながっている側面もみられる。今回の被害想定 of 見直しによって同様のことが起きないように、できる対策を積み重ねることが重要であること、この被害想定を利用して防災・減災対策を一歩ずつ前進させることなどのメッセージを記載する必要がある。
- 南海トラフ地震 of 被害想定においては、津波による被害が大きなウェイトを占めている。津波被害から命を守るためにも、気象庁が津波警報等を迅速に発表していること、また、想定として津波 of 到達時刻は地域や津波高ごとに公表しており、これを最大限活用してほしいことを明確に記載する必要がある。

このほか、報告書（案）の構成や記載内容への修正意見、明記・追記すべき内容の提案があった。

以上